令和6・7年度 門川町指名競争入札参加資格申請について

（注意事項）

1. 受付期間

令和5年11月1日（水）～令和5年12月8日（金）土・日・祝を除く

1. 受付時間

午前9時～午前11時30分／午後1時～午後4時

1. 有効期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

1. 提出方法

町内及び準町内業者：郵送または持参

町外業者：郵送のみ

町内業者：門川町内に本店を有する者

準町内業者：門川町内に支店又は営業所を有する者

町外業者：上記2つに該当しない者

※郵送の場合は期間内必着

1. 受付場所（郵送先）

〒889-0696

宮崎県東臼杵郡門川町平城東１番１号　門川町役場 財政課契約管理係

　　※郵送の場合

封筒の表面に朱書きにて「令和6・7年度門川町指名競争入札参加資格審査申請書在中」と記載

（6）提出書類について

①受領書

　郵送で申請する場合は、受付後（書類の不備のない場合）に受領書を郵送しますので、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

②申請者による提出書類のチェック

　　申請書を提出される前に、指名競争入札参加資格申請書提出書類チェック表にて、不足している書類がないか必ず確認してください。提出書類に不備がある場合は、申請の受付はできません。

③経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）

　建設工事の登録をされる事業者は、経営事項審査の有効期限（1年7ヶ月）が切れないように、最新の経営規模等評価通知書（総合評定値通知書）の写しを随時提出してください。

④納税証明書について

　　消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明を提出してください。（個人事業主の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」の証明でも可）

⑤特別徴収実施確認・開始誓約書

　　 「特別徴収実施確認・開始誓約書」が必要な事業者は、町内業者、準町内業者、宮崎県内に事業所を有する業者です。確認印は該当する市役所・町村役場の税関係担当窓口で受けてください。

⑥財務諸表

決算前の町内業者が申請する場合は、決算書に代わる書類（起業してからの帳簿の写し等）の提出を求めますが、決算後は必ず決算書の写しを提出してください。

（7）その他

①提出書類の内容に虚偽があった場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、本町の指名競争入札参加資格者名簿登録後であっても指名停止及び資格取消等の処分の対象になることがあります。

②町内業者に限り、全ての業種で随時受付を行います。有効期限は、名簿に登載された日から令和8年3月31日までとなります。ただし、随時受付の場合は定期受付期間に申請できなかった理由書を添えて申請してください。